平成３０年（フ）第１６号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目19番16号　レイクビレッジ４―205号室、前住所静岡県浜松市中区曳馬５丁目23番32号
債務者　関　　誠（旧姓一）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５４９９号
大阪府高槻市芝生町１丁目62番１号
債務者　岡　　良文
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６３７号
大阪府八尾市山城町２丁目１番７―605号、住民票上の住所大阪府八尾市東山本新町６丁目３番１号
債務者　大西　りさ
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４２号
大阪市住吉区山之内１丁目22番28号
債務者　鬼頭めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１９号
大阪市西淀川区野里２丁目10番６―202号
債務者　加嶋　瑠那
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４号
大阪府寝屋川市田井西町４番17―206号
債務者　保田　朋子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目６番９号　ニュー銀座　223号
債務者　中嶋　　守
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８号
大阪市城東区関目５丁目22番５―708号
債務者　上西美惠子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７号
大阪市西区九条南１丁目４番15―503号、前住所京都市伏見区新中町715番地　ペルル伏見桃山　204号
債務者　小澤小百合
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２号
大阪府大東市大野１丁目６番４号グランドール大野102号、前住所大阪府大東市氷野２丁目10番８号コートマックス308号
債務者　石津　克幸
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２号
長崎県雲仙市吾妻町馬場名836番地２
債務者　上村　弘一
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県吉川市大字保13番地２　レオパレスゴールドアイ―303号室、前住所富山県高岡市野村1302番地１　レオパレスはるか101号
破産者　渡辺　　誠
1　主文　当裁判所が平成29年12月28日午後４時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「富山県高岡市野村1302番地１　レオパレスはるか101号、前住所富山県氷見市柳田1943番地２　サントピア柳田206号」とあるのを「埼玉県吉川市大字保13番地２　レオパレスゴールドアイ―303号室、前住所富山県高岡市野村1302番地１　レオパレスはるか101号」と更正する。
2　決定年月日　平成30年１月24日
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第９号
秋田県山本郡三種町鵜川字谷地の上110番地
破産者　株式会社エコ秋田
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３号
新潟県三条市塚野目４丁目５番６号
破産者　ダイワ興商株式会社
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１０６号
富山市中央通り１丁目６番６号
破産者　株式会社若草洋装店
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部